

新婦人協会発足 100 年・連続講座

平塚らいてうと新婦人協会を考える

今、私たちは何を受けつぐか

2019 年は、女性の政治的・社会的権利の獲得をめざして運動した新婦人協会発足 100 周年。
これを記念して連続講座をおこないます。

第 3 回 「花柳病男子結婚制限法」が意味したこと

講師：折井美耶子さん（らいてうの会副会長）

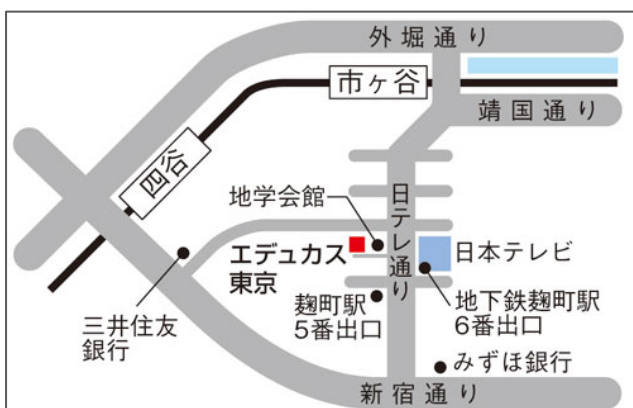
日時： 2019 年 9 月 15 日（日） 13 時 30 分～16 時

会場： エデュカス東京 5階 会議室B 参加費：500 円

新婦人協会が行った運動は、治安警察法改正とともに「花柳病男子結婚制限法」でした。花柳病とは梅毒や淋病などをさす性病のことで、国により公認された遊廓などで媒介された病気です。「女を買って梅毒になった男」が、妻に病気をうつします。妻は梅毒のために子どもを産めない身体になって離縁されるという悲劇が数多くありました。当時は家制度のもと、結婚は本人の意思ではなく親（戸主）によって決まり、女性には選択権がありません。この不合理な状態を改善するため、結婚に当たり医師の健康診断書提示により花柳病でないことを証明するという女性の側からの選択権の保障です。女性には「結婚前は処女・婚姻後は貞操」が「女の道徳」とされていましたが、男性は「女を買うことも妾をおくこと」も自由という「性のダブルスタンダード」があり、この是正をめざす運動でした。



エデュカス東京は、こちら



最寄駅

四谷駅下車 7分

丸ノ内線・南北線・JR線

市ヶ谷駅下車 7分

都営新宿線・有楽町線・JR線

麹町駅 2分 有楽町線

NPO法人 平塚らいてうの会
TEL/FAX 03-3818-8626
<http://raichou.c.ooco.jp/>